

米子市優良建設工事表彰要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業者の施工意欲及び施工能力の向上を図るため、米子市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）のうちから優良なもの（以下「優良建設工事」という。）の表彰を行うものとし、その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 優良建設工事の表彰（次項、[第4条第5項及び第6条](#)において単に「表彰」という。）は、米子市が発注する建設工事（次項第2号において「市発注工事」という。）のうち入札に係るものであって、かつ、市内に本店を有する建設業者が施工したものを対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、表彰の対象としない。

- (1) 当該建設工事の契約を締結した日から認定日（[第4条第5項](#)の規定による認定を行う日をいう。）までの間に指名停止処分を受けているとき。
- (2) 市発注工事において、対象年度に60点に満たない工事成績評定点があるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、表彰の対象とすることが不相当と判断されるとき。

(優良建設工事の選定等)

第3条 総務部契約検査課長は、次に掲げる部門別に優良建設工事と認定されるべきと思われる建設工事を選定し、これを次条の優良建設工事認定審査会に推薦するものとする。

- (1) 河川部門
- (2) 下水道部門
- (3) 公園部門
- (4) 水産部門
- (5) 舗装部門
- (6) 道路部門

- (7) 建築部門
- (8) 電気設備部門
- (9) 機械設備部門
- (10) 土地改良部門
- (11) 橋りょう部門

2 前項の規定による推薦は、当該建設工事の完成した日の属する年度の翌年度の9月末日までに行うものとする。

(優良建設工事認定審査会)

第4条 優良建設工事の認定を行うため、優良建設工事認定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の委員は、次に掲げる職にある職員をもって充てる。

総務部契約検査課長 総務部検査専門員 総合政策部淀江振興本部淀江振興課長 経済部農林水産振興局農林課長 経済部農林水産振興局水産振興室長 都市整備部都市整備課長 都市整備部道路整備課長 都市整備部営繕課長 都市整備部建築相談課長 都市整備部住宅政策課長 下水道部整備課長 下水道部施設課長

3 委員は、審査を行う上で必要と認めるときは、当該委員の属する課の職員のうちから指定する者に、その職務を代理させることができる。

4 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。この場合において、前項の規定により委員がその職務を他の者に代理させる場合は、当該代理する者として出席する者の数を出席委員の数に算入するものとする。

5 審査会は、前条第1項の規定による推薦があったときは、当該建設工事について審査し、表彰の対象とすることが適当であると認めるときは、優良建設工事の認定を行うものとする。

6 審査会は、必要があると認めるときは、施工現場、設計書等の確認及び関係者からの意見の聴取を行うことができる。

(表彰)

第5条 市長は、前条第5項の規定による認定を受けた優良建設工事を施工した建設業者に対し表彰状を授与するものとする。

(庶務)

第6条 表彰に関する庶務は、総務部契約検査課において処理する。

(規定外事項)

第7条 この要領に定めるもののほか、優良建設工事の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に旧米子市優良建設工事表彰要領（平成14年7月18日施行）第5条第2項の規定による認定を受けている建設業者の表彰については、同要領に定めるところにより行うものとする。

附 則

この要領は、平成18年5月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月20日から施行し、平成19年度の優良建設工事表彰から適用する。

附 則

この要領は、平成20年11月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年8月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年9月25日から施行し、この要領による改正後の米子市優良建設工事表彰要領第3条の規定は、平成30年度以後の年度において行う同要領第2条第1項に規定する表彰について適用する。

附 則

この要領は、令和3年2月15日から施行し、この要領による改正後の米子市優良建設工事表彰要領の規定は、令和3年度以後の年度において行う同要領第2条第1項に規定する表彰について適用する。